

所得税ゼミナール NO.3  
(自動車の譲渡損失が生じた場合)

税理士法人いさやま会計

税理士 菊島 義昭

## 自動車を譲渡して損失が生じた場合の取扱い

個人が自動車を売却して譲渡損失が生じた場合に、自動車がどの資産区分に該当するかにより、税務上の取扱いが違ってくる。

### 1 生活用動産に該当する場合

自動車を、専ら、通勤・通学・買い物等の生活のために使用している場合には、仮にその自動車を売却して譲渡益が生じたとしても、非課税とされる。

そのため、自動車を売却して譲渡損が生じた場合には譲渡損はないものとみなされ、他の一定の所得とは損益通算をすることができない。

### 2 生活に通常必要でない資産に該当する場合

自動車を、専ら、レジャーなどに使用している場合には、自動車を売却して生じた譲渡損は、他の譲渡所得と所得内通算は出来るが、通算しきれない損失は生じなかったものとみなされ、他の一定の所得とは損益通算をすることができない。

### 3 事業用固定資産に該当する場合

事業用固定資産の譲渡損失の所得区分は、通常、譲渡所得となる。ただし、自動車が譲渡前にスクラップ化していた時は、除却という手続きを取らなかった場合に生じた譲渡損失であっても、その損失は事業所得の資産損失として必要経費とする。

#### (1) 事業使用割合が 100% の場合

自動車の譲渡損失は、譲渡所得の損失として、他の一定の所得金額と損益通算が可能となる。

[例] 未償却残高 20 万円    下取り価格 10 万円    損失 10 万円

⇒  $\Delta 10$  万円を、他の一定の所得と損益通算することができる。

#### (2) 事業使用割合が仮に 60% (100% 以外の場合) で、他の譲渡所得がない場合

イ 残りの 40% が生活用動産に該当する場合

[例] 未償却残高 20 万円    下取り価格 10 万円    損失 10 万円

$\Delta 10$  万円  $\times$  60% =  $\Delta 6$  万円

⇒ 生活用動産部分の  $\Delta 4$  万円は、ないものとみなされるため、 $\Delta 6$  万円を他の一定の所得と損益通算する。

ロ 残りの40%が生活に通常必要でない資産に該当する場合

[例] 未償却残高 20 万円 下取り価格 10 万円 損失 10 万円

$$\Delta 10 \text{ 万円} \times 60\% = \Delta 6 \text{ 万円}$$

⇒ 生活に通常必要でない資産部分の△4 万円は、他に譲渡所得がなく、所得内通算ができないため、△6 万円を他の一定の所得と損益通算する。

(3) 事業使用割合が仮に 60% (100%以外の場合) で、他の譲渡所得がある場合

[例] 総合譲渡所得となる金地金の短期譲渡益が 150 万円ある場合で、未償却残高 20 万円の自動車を、下取り価格 10 万円で売却した場合

イ 残りの40%が生活用動産に該当する場合

$$\Delta 10 \text{ 万円} \times 60\% = \Delta 6 \text{ 万円}$$

$$150 - 6 - 50 \text{ (特別控除)} = 94 \text{ 万円 (譲渡所得の金額)}$$

(生活用動産部分の△4 万円の譲渡損失は、所得内通算ができず、またその損失はないものとみなされるため)

ロ 残りの40%が生活に通常必要でない資産に該当する場合

$$\Delta 10 \text{ 万円} \times 60\% = \Delta 6 \text{ 万円}$$

$$150 - (6 + 4) - 50 \text{ (特別控除)} = 90 \text{ 万円 (譲渡所得の金額)}$$

(生活に通常必要でない資産部分の△4 万円の譲渡損失は、他の譲渡益と所得内通算ができるため)